



宮 崎 県 公 報

平成19年5月25日(金曜日)号外 第64号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

条 例	頁
○宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例……………	1

条 例

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年五月二十五日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第三十四号

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例

宮崎県議会委員会条例(昭和三十二年宮崎県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ウ中「出納事務局」を「会計管理局」に改め、同項第三号イ中「土木部」を「県土整備部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。